

令和3年6月1日

会 員 各 位

(一社) 香川県トラック協会

## 6月の情報提供

(詳しい情報については、香ト協 HP 新着情報をご覧ください)

1. 求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数 (令和3年4月分) . . . . .	1
2. 今すぐわかる標準的な運賃 . . . . .	5
3. 「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて . . . . .	17
4. 令和3年度毒物劇物取扱者試験の実施について . . . . .	21
5. トラブルを未然に防ごう！労務管理セミナーの開催について . . . . .	23
6. 令和3年度乗務員講習会のご案内 . . . . .	25
7. 令和3年度第1回運行管理者試験のご案内 . . . . .	33
8. 「自動車運送事業の運行管理者表彰制度」のご案内 . . . . .	39
9. はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう . . . . .	47
10. 令和3年「STOP！熱中症クールキャンペーン」実施要綱 (4月30日改正版)	53
11. 令和3年度香川県トラックドライバー・コンテストの開催について . . . . .	67
12. 陸災防香川県支部の皆様へ . . . . .	71

※香ト協燃料ニュースは今月より広報誌「香川 ニュー物流」に掲載いたします。

※地球環境に配慮したペーパーレス化を図るため、「7月の情報提供」からは冊子での発送はとりやめ、香ト協ホームページ (<https://www.kagawa-truck.jp/>) に掲載いたします。

ホームページ上のメニュー「会員の皆様へ」→「情報提供」を閲覧してください。



求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について  
 (令和3年4月)

(公社)全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和3年4月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

**令和3年4月の運賃指数の概要**

1. 令和3年4月の運賃指数は、前月比5ポイント減、前年同月比4ポイント減の116であった。
2. 4月末現在の求車登録件数は93,437と前年同月比38,721増(70.8%増)となった。

1. 加入者数、成約件数

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
加入者数 (ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259	5,694	6,062	6,129
対象成約 件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	237,182	277,064	288,956	272,250	24,241

※令和3年度は4月末現在

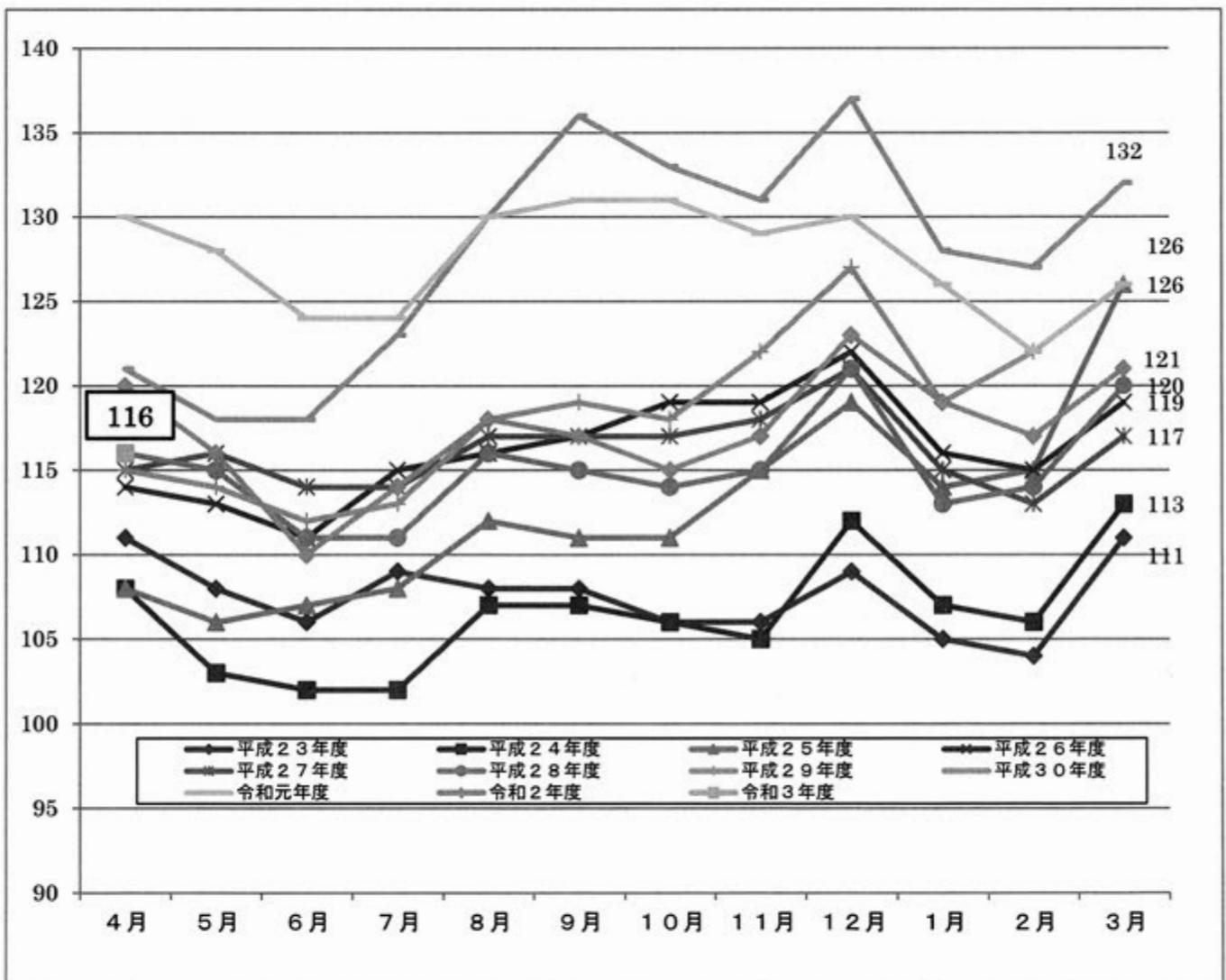
2. 荷物情報(求車)件数

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
登録 件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949	1,431,478	914,565	93,437

荷物情報(求車)	令和3年4月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	93,437	38,721	+70.8%	-22,204	-19.2%
成約件数	23,810	2,082	+9.6%	-3,852	-13.9%
成約率	25.5%	-14.2ポイント	—	+1.6ポイント	—

3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

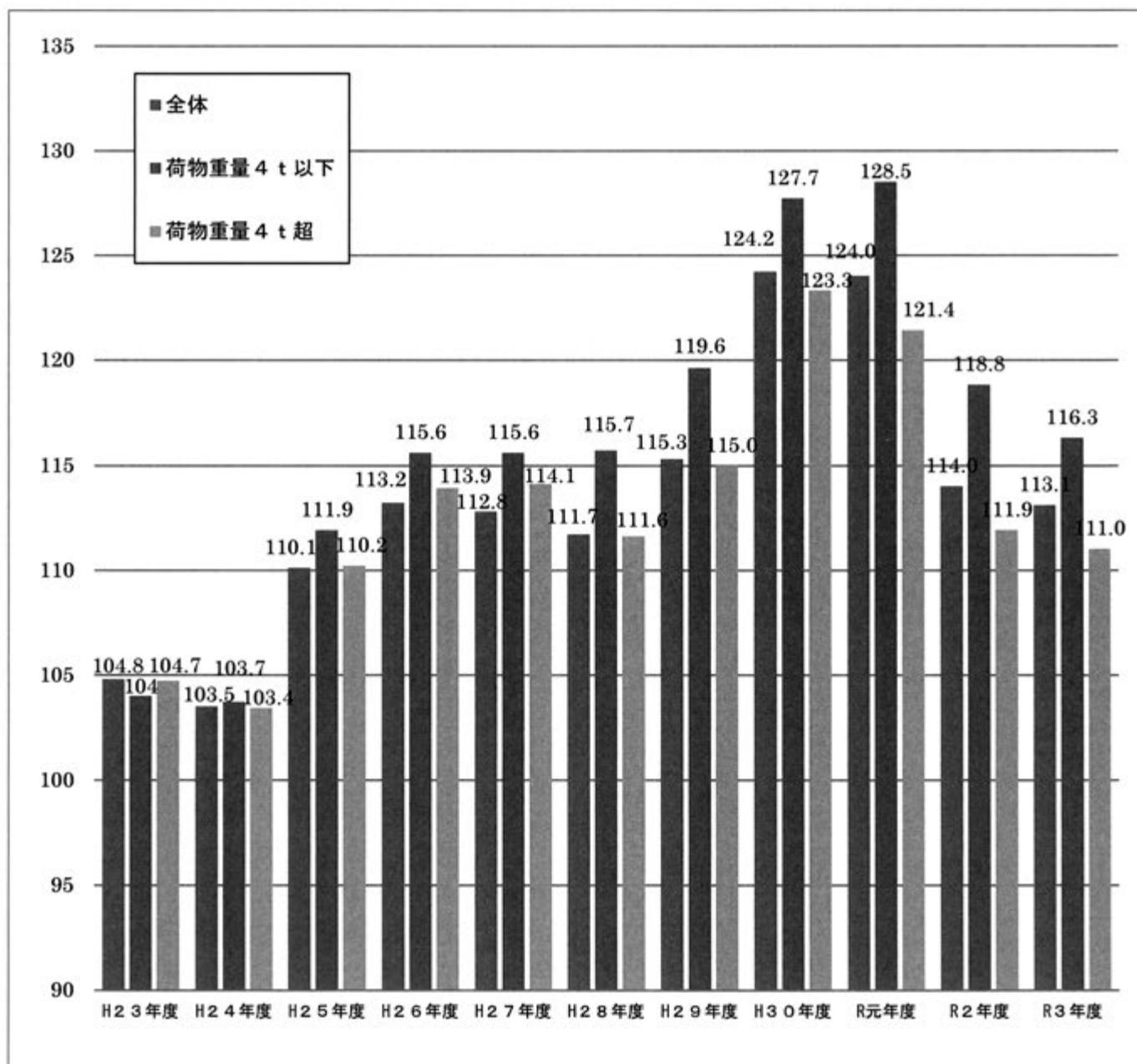
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	121
令和3年度	116											



4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2	124.0	114	113.1
荷物重量 4t以下	100	104.0	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7	128.5	118.8	116.3
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3	121.4	111.9	111.0

※令和3年度は4月末現在



### ○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会（全ト協）と日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」（WebKIT）における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準（年度指数は平成22年度平均を100）としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

### ○成約運賃指数とは

荷物情報（求車）、車両情報（求荷）それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

### ○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 （公社）全日本トラック協会  
経営改善事業部 金子・大橋・長嶋  
TEL03-3354-1056

日本貨物運送協同組合連合会  
キット事業部 松井  
TEL03-3357-6068

# 今すぐ わかる 標準的な運賃



国土交通省が  
標準的な運賃を  
決めました。



公益社団法人

全日本トラック協会 都道府県トラック協会

# 標準的な運賃の告示制度が導入されました

令和6年4月から働き方改革関連法に基づき、トラックドライバーの時間外労働の上限規制(年間960時間)<sup>\*</sup>が適用されます。

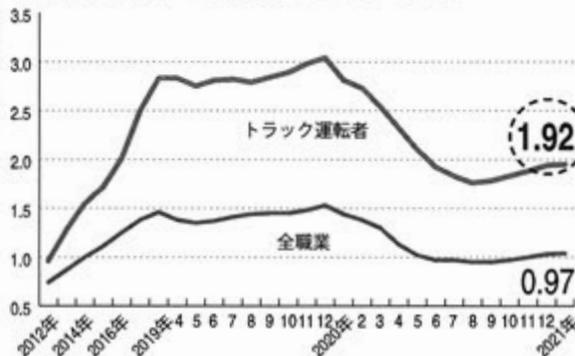
長時間労働、低賃金等によりトラックドライバーが確保できず、重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、事業者が人材を確保し、法令遵守を徹底し、持続的なトラック輸送を維持するために、貨物自動車運送事業法が改正され、国土交通省は、令和2年4月、事業者が法令を遵守して持続的に事業を行う際の参考となる運賃として「標準的な運賃」を定めました。

(※) 時間外労働の上限規制(年間960時間)に違反すると、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金が科されるおそれがあります。

## トラックドライバーの現状

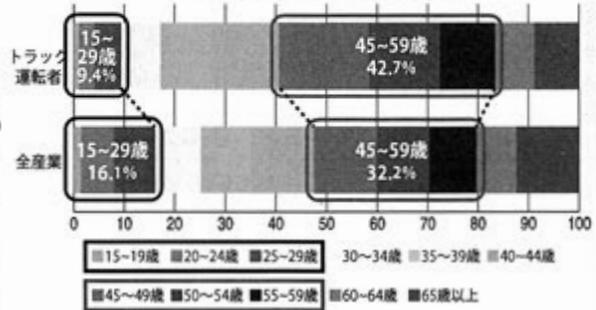
### トラック運転者不足

有効求人倍率 全職業平均より約2倍高い



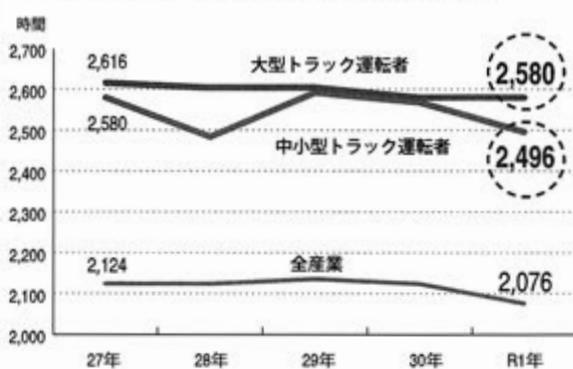
### トラック運転者の高齢化

年齢構成 全産業平均より若年層の割合が低く、高齢層の割合が高い



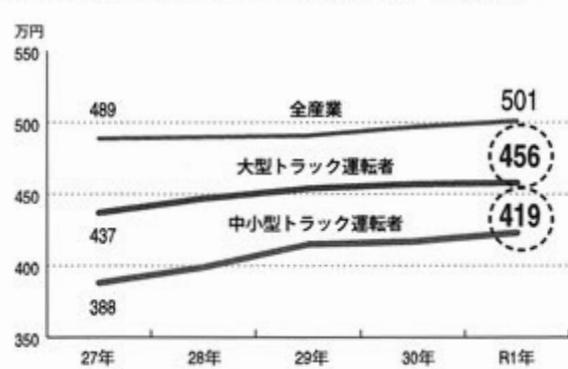
### 他産業と比べ長時間労働

年間労働時間 全産業平均より約2割長い



### 他産業と比べ低い賃金

年間所得額 全産業平均より約1割～2割低い



(出所) 「一般職業紹介状況」及び「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)「労働力調査」(総務省)

# 改正「貨物自動車運送事業法」 の4本柱

(平成30年12月14日公布)

1 規制の適正化

2 事業者が遵守すべき  
事項の明確化

3 荷主対策の深度化

4 標準的な運賃の告示制度の導入

## 標準的な運賃の告示制度に期待される効果

標準的な運賃により  
事業継続に必要なコストに見合った対価を収受

ドライバーの  
労働環境の改善  
につながります



全産業平均レベルの  
賃金水準に  
引き上げられます



会社として  
法令遵守の徹底  
ができます



持続的なトラック輸送の確保につながります

# 「標準的な運賃」 告示制度の概要

運賃表の種類

**距離制運賃**

**時間制運賃**

地域 地方運輸局等のブロック（10ブロック）単位

- 車型
- バン型車両で設定
  - 冷蔵車・冷凍車は割増率（2割）を設定  
※その他の車両も事業者独自に割増率を別途設定することが可能です。

車種	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
	最大積載量2トン以下	最大積載量2トン超かつ 車両総重量11トン未満	中型車を超える車両 (ただし、トレーラを除く)	けん引車と被けん引車を 連結した車両であって、 最大積載量が20トン前後 のもの

- 対象となる  
運送形態
- 車両を貸し切って貨物を運送する場合で設定
  - 実車率 50%（帰り荷が無く車庫に戻ること）で設定

- 元請・下請の  
関係
- 実運送を行う場合で設定
  - 元請事業者の備車費用や管理料は含まれていません

- 運賃と料金等  
の考え方
- 運送サービスを提供することで収受する運賃を運賃表で設定
  - 料金（待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料）や実費（高速道路利用料、フェリー利用料、燃料サーチャージ等）は標準的な運賃に含まれていないため、別途収受することとされています
  - 料金のうち、待機時間料のみ告示で設定

時間 \ 車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分を超える場合において 30分までごとに発生する金額	1,670円	1,750円	1,870円	2,220円

告示で定める  
運賃割増率

特殊車両割増	冷蔵車・冷凍車	2割
休日割増	日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
深夜・早朝割増	午後10時から午前5時までに運送した距離	2割

※上記項目以外についても事業者独自に割増率を別途設定することが可能です。

# 「標準的な運賃」を活用する手続



標準的な運賃を活用する場合、  
地方運輸支局に運賃料金変更届出が必要です。

## 届出に必要な書類



### 運賃料金 変更届出書

運賃料金変更届出書は標準的な  
運賃を設定するための書面です。



### 運賃料金 適用方

標準的な運賃を活用するに際して  
の具体的な適用ルールです。  
運賃料金適用方のひな形を参考  
に作成してください。



別冊「様式集」  
をもとに  
書類を作成し、  
届出しましょう。

全日本トラック協会ホームページ  
に届出書作成フォームをご用意し  
ていますのでご利用ください。  
書類作成に際して、ご不明な点  
があれば、所在する地域のトラッ  
ク協会にご相談ください。

### 根拠法令

貨物自動車運送事業報告規則  
第2条の2（運賃及び料金の届出）  
・設定後30日以内に届出することが定め  
られています

## 地方運輸支局へ届出

郵送による届出も可能



取引先に対して申入れ、交渉  
取引先毎に契約書・覚書により取引条件を規定



### ポイント

まずは「標準的な運賃」の変更届出書を提出し、取引先に対して申入れ・交渉が  
できるよう準備をしましょう。

# 「運賃料金適用方」の作成

## 運賃料金適用方とは？

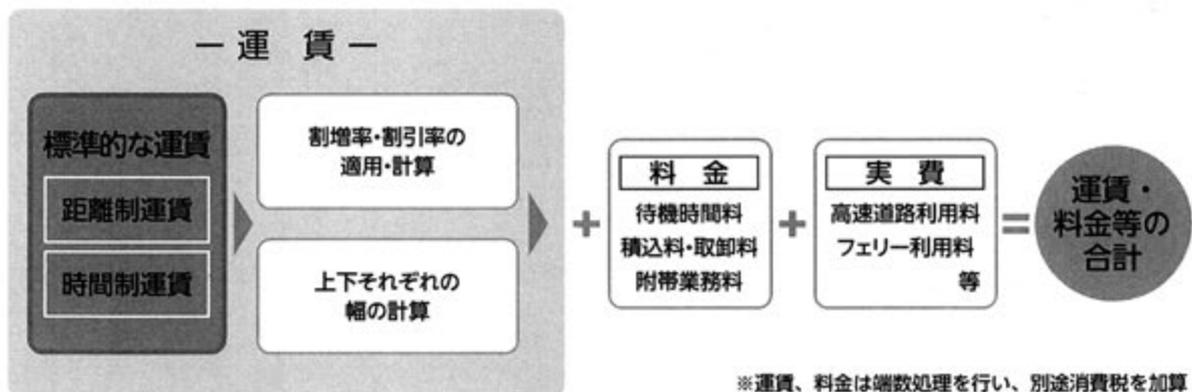
運賃、料金、実費をどのようなルールで適用するか、割増や割引の適用方法等、告示内容を補完する事項を各トラック運送事業者が「運賃料金適用方」として定めます。

## 運賃料金適用方で定める主な項目

主に以下の項目について、各事業者において運賃料金等の取扱い方法を定めます。

運 賃		料 金
<b>割増・割引</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 特殊車両割増 (ケース1参照)</li><li>● 休日割増</li><li>● 深夜・早朝割増</li><li>● 品目別割増 (ケース1参照)</li><li>● 特大品割増 (ケース1参照)</li><li>● 悪路割増</li><li>● 冬期割増</li><li>● 地区割増</li><li>● 長期契約割引</li><li>● 往復割引</li></ul>	<b>幅の計算</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 基準運賃の上限幅</li><li>● 基準運賃の下限幅 (ケース2参照)</li></ul> <b>個建契約運賃</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 個建契約運賃の建て方</li><li>● 個建契約運賃の計算方法 (ケース3参照)</li></ul>	<b>料 金</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 積込料・取卸料</li><li>● 附帯業務料</li><li>● その他料金</li></ul>

## 運賃・料金等のイメージ



運賃料金適用方では、  
たとえば以下のようなことを定めることができます

ケース  
1

標準的な運賃の  
告示に定めのない  
特殊車両等の割増率が  
設定できます

ケース  
2

荷主によって  
運賃が異なる場合、  
幅運賃を  
設定できます

ケース  
3

ニーズにあわせて  
個建運賃を  
設定できます

## ケース 1 特殊車両、特殊な輸送品目等の割増率を設定

### ポイント

標準的な運賃はバン型車両で設定され、また冷蔵車・冷凍車は割増率が2割とされていますが、ユニック車、ダンプ車、タンク車等の特殊車両や特殊な輸送品目を輸送する場合は、運賃料金適用方において、以下のような3つの割増率等を各事業者で設定することで標準的な運賃を活用できます。

### 1 特殊車両割増

- バン型以外の車両には、運賃料金適用方別表に当該車両を特殊車両割増として割増率を定めます。
  - 1) 別表は、別冊「運賃料金適用方」の参考例 P8 を参照してください。
  - 2) 割増率の数値は各事業者で設定してください。

### 2 品目別割増 及び 別表：運賃割増率

- 運賃料金適用方別表に輸送品目ごとの品目別割増率を記載します。
  - 1) 別表は、別冊「運賃料金適用方」の参考例 P6 を参照してください。
  - 2) 割増率の数値は各事業者で設定してください。

### 3 特大品割増 及び 別表：運賃割増率

- 重量物輸送や特車許可が必要な運行に従事している場合は、運賃料金適用方別表に特大品割増率を記載します。
  - 1) 別表は、別冊「運賃料金適用方」の参考例 P6 を参照してください。
  - 2) 割増率の数値は各事業者で設定してください。

## ケース2 幅運賃の設定

### ポイント

幅運賃を設定することで、運賃の建て方、運賃計算方法が相違する荷主毎に異なる運賃にも対応できます。

### 運賃計算の方法

- 運賃料金適用方に上下幅を設定します（例：上限下限各2割、上限1割・下限3割など）

## ケース3 個建契約運賃の設定

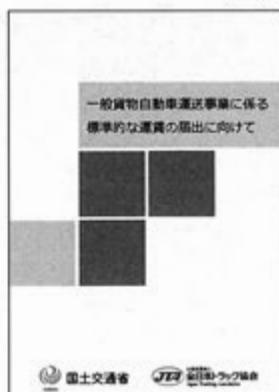
### ポイント

標準的な運賃は車両を貸し切る輸送で設定されていますが、個数建て（1個当たり運賃）の契約にも対応できます。

### 個建契約運賃

- 長期にわたって計画的かつ大量に出荷される場合であって、①単一品目であり②荷姿が一定し③1個の重量または容積が一定している場合には、運賃料金適用方の「個建契約運賃」の規定により、個数建て（1個当たりの運賃）の契約に対応できます。
- 運賃料金適用方の内容を変更・追記することで、重量建て（1t当たり運賃）や立米建て（1m<sup>3</sup>当たり運賃）等に応用することも可能です。

## 運賃料金適用方の詳細に関するご案内



運賃料金適用方については、冊子「一般貨物自動車運送事業の標準的な運賃の届出に向けて」P57～81で解説しています。

<https://www.jta.or.jp/rodotaisaku/hatarakikata/text.php>



ファイルを開くには、全ト協機関紙「広報とらつく」のパスワードが必要です。

# 標準的な運賃が簡単に検索・計算できます

## 標準的な運賃 検索ツール (簡易版 運賃計算シート)

標準的な運賃は運賃表により設定されていますが、距離や車種等の条件を設定することで運賃を簡単に検索できます。

条件  
入力

※赤字は必須入力		1
管理番号	車種、ナンバー等	
営業所の所在地	都道府県	東京都
車両情報	単車・トレーラー	単車
	最大積載量(トン単位)	14.00トン
	車両総重量(トン単位)	24.00トン
発着地	発地	
	着地	
距離制運賃: 算出条件	実車キロ程	100km
時間制運賃: 算出条件		
1日目	拘束時間	8.00時間
	走行キロ	100km
2日目	拘束時間	
	走行キロ	
收受・見積り運賃基準(消費税等)		円

検索  
結果

※赤字は必須入力		1
以下は入力不要、自動計算されます		
算出条件	管轄運輸局	PLC0000
	適用車種区分	大型車
距離制運賃 算出額	基本運賃額	47,670
	運賃加算額①	46,000
	消費税及び地方消費税②	4,800
	合計額(①+②)	52,800
時間制運賃 (1日目)	基本料金	57,900
	時間加算額	0
	距離加算額	0
	小計③	57,900
時間制運賃 (2日目)	基本料金	-
	時間加算額	0
	距離加算額	0
	小計④	0
時間制運賃 合計額	合計額(③+④)	57,900
	運賃加算額⑤	58,000
	消費税及び地方消費税⑥	5,800
	合計額(運賃加算額⑤+⑥)	63,800
実車運賃額、見積り運賃額 との比較	距離制運賃との比較	▲52,800
	格差率(格差額+收受運賃等)	NDV/D
	時間制運賃との比較	▲63,800

## 標準的な運賃 計算ツール (詳細版 運賃計算シート)

距離や車種等の条件、割増率・割引率、上限下限率、各種料金等の条件を設定することで、標準的な運賃(運賃表)に基づく運賃、料金、実費を算出できます。

### 標準的な運賃 検索・計算ツールに関するご案内

上記標準的な運賃検索ツール・計算ツールは、全日本トラック協会ホームページからダウンロードしてお使いいただけます。利用要領も掲載しております。ご活用ください。

[https://www.jta.or.jp/rodotaisaku/hatarakikata/kaisei\\_jigyoho\\_202008.html](https://www.jta.or.jp/rodotaisaku/hatarakikata/kaisei_jigyoho_202008.html)



# 事業者のみなさまから寄せられる



標準的な運賃の基礎データの  
主なポイントを教えてください。

- 標準的な運賃の算出上の考え方における主なポイントは以下のとおりです。
  - ①人件費として全産業平均の単価を使用
  - ②車両の償却年数を5年で設定
  - ③年間稼働時間を全産業平均の労働時間約2,086時間（残業ゼロの労働時間）程度に設定
  - ④実車率を50%（帰り荷が無く車庫へ戻ること）で設定
  - ⑤適正利潤（1台/年当たり）として、固定費・変動費に対して、利益率が年2.7%で設定
- 詳細は、国土交通省ホームページや全日本トラック協会ホームページをご確認ください。

全日本トラック協会 標準的な運賃

検索



今まで、自社で原価計算を行い、標準的な運賃より高い水準の運賃を設定し、届け出ています。今回の標準的な運賃は改めて届け出る必要があるのでしょうか？

- 自社の運賃と標準的な運賃を比較し、自社の設定運賃を継続することが望ましい場合は、改めて標準的な運賃を届け出る必要はありません。



複数の運輸局に営業所がある場合は、それぞれの運輸局で届出が必要でしょうか？

- 営業所のある運輸局を適用地域として、届出書にチェックを入れてください。
- 届出書は、代表する営業所（例えば、本社）が所在する運輸局長宛てに作成します。それぞれの運輸局ごとに作成の必要はありません。
- 代表する営業所が所在する運輸支局へ3部提出してください。
- 運輸支局への持参による届出の他、郵送による届出も可能です。



距離制運賃と時間制運賃は、どのような輸送で使い分ければよいのでしょうか？

- 距離制運賃は、1運行を単位とする輸送や到着地からの帰り荷等がない輸送、2日間以上を要する運送等の場合を想定しています。
- 時間制運賃は、ミルクラン方式による輸送、附带作業が多い運送など、「短い走行距離に対して長い拘束時間となる」運送を想定しています。
- 自社の運送形態にあった適切なものを適用しましょう。



# よくある質問をご紹介します



運賃料金適用方には事業者が独自に数字を記載する箇所がいくつかありますが、どのような数値を記載すればよいのでしょうか？

- 運賃料金適用方の数値は、各事業者における原価計算に基づき算出された運賃料金にあわせ、各事業者の実情に応じた割増・割引率や上限下限の幅、料金等の数値を記載してください。
- 国土交通省平成11年適用方を別冊の中にご用意していますので、そちらもご参考にしてください。
- 積込料及び取卸料は、平成29年11月の標準貨物自動車運送約款の改正の際に届出をした数値を使うこともできます。



荷主毎に運賃が異なる場合の届出方法はどのように行えばよいのでしょうか？

- ひとつの例として、「標準的な運賃」を届出し、荷主に応じた運賃料金の設定が可能となるように運賃料金適用方に割増、割引、上限下限の幅、料金を設定します。
- 届出した標準的な運賃を基礎に、取引先ごとに個別の運賃を提示することで対応することができます。



現在、取引先と契約している運賃はどのようなのでしょうか？

- 標準的な運賃を届出した場合でも、運賃料金適用方に定める「4. 運賃計算の方法」において「上限下限の幅」(幅運賃)を設定し、その範囲内に現在の運賃をおくことで、現在の運賃を継続することができます。



荷主は標準的な運賃を知っているのでしょうか？

- 全日本トラック協会と国土交通省との連名で、荷主企業・荷主の業界団体等に対して文書・パンフレットを送付したほか、荷主業界紙や一般紙に新聞広告を掲載し、周知に努めています。
- また、今後はインターネット広告を行うなど、様々なツールを使って幅広く周知を行います。





香 運 整 第 3 6 号 の 3  
令和 3 年 4 月 2 7 日

一般社団法人香川県トラック協会会長 殿

四国運輸局香川運輸支局長  
(公印省略)

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて

平素より、運輸行政に多大なるご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、不正改造車については、これまでも「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等あらゆる機会を捉え、その排除に努めてまいりました。

しかしながら、依然として暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車が散見され、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められております。

特に、部品の取付けや取外しによって保安基準に不適合となったものの、違法であるとの認識のないままに改造を行っている自動車使用者のほか、自動車使用者に保安基準に適合しない自動車を販売するため、車検時に基準適合させつつ車検後に部品の取付けや取外しといった不正改造を行う事業者、更にはそのような不正改造車について、検査での合格を強要する悪質な事業者もいる状況にあります。

令和 2 年においては、大型機械を輸送する特殊車両の荷台を不正に改造したとして、道路運送車両法違反の疑いで書類送検された事案が発生しているところです。

このような状況に鑑み、四国運輸局香川運輸支局では 6 月を不正改造車排除強化月間とし、関係省庁、自動車関係団体等の協力のもと、別添の実施要領に基づく活動をはじめ、不正改造車の排除のための諸活動をなお一層強力に取り組むこととしましたので、本運動の趣旨にご賛同のうえ、別途送付しておりますポスター・チラシの掲出等を含め、ご支援及びご協力をお願いします。



# 令和3年度「トラック運送業界における不正改造車排除運動」 実施要領

令和3年4月9日  
(公社)全日本トラック協会

## 1. 目的

我が国の交通事故の発生件数等の現状を見ると、依然として改善が求められる状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっている。

このような状況に鑑み、国土交通省を中心とした「不正改造車を排除する運動」が展開されるが、トラック運送業界としても、トラックに対象を絞り、全国的に不正改造車を排除するために、各都道府県トラック協会の協力を得て、積極的な運動を展開する。

## 2. 実施期間

「不正改造車排除運動」は年間を通じた運動とするが、地域の事情や要請を考慮して各都道府県トラック協会が設定する1ヶ月間を強化月間とし、特に重点をおいて運動を実施する。

## 3. 不正改造項目

### 《重点排除項目》

- (1) マフラーの切断・取り外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (2) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (3) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- (4) 前面ガラスならびに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光線透過率70%未満）
- (5) 前面ガラスへの装飾板の装着

### 《基本排除項目》

- (1) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (2) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (3) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台にさし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (4) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (5) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (6) 不正な二次架装

整理番号	
------	--

## 不正改造防止自主点検票

点検の実施日	年 月 日	点検の実施者	職責		
			氏名		
事業者名					
事業場名					
点検事項	点検内容			チェック欄	
				適	要改善
事業場関係者の所有車両等の状況	不正改造車両の有無	社用車	無	有( 台)	
		従業員車両	無	有( 台)	
		販売車両	無	有( 台)	
		その他	無	有( 台)	
不正改造防止についての事業場内の管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況				
	社用車、従業員車両及び販売車両の定期的な確認				
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況				
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認				
	不正改造の防止についてのユーザーに対するPRの実施				
不正改造車への対応と措置	不正改造車両の整備の依頼があった場合における不正改造部位の確実な復元等、ユーザーに対する適切な対応				
	上記ユーザーが拒否した場合の関係機関に対する情報提供				
	ユーザーから不正改造の依頼があった場合の拒否				

注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。

2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。

関 係 各 位

香 川 県 健 康 福 祉 部 長

令和 3 年度毒物劇物取扱者試験の実施について

次のとおり試験を実施しますので、受験希望者に対して周知をお願いします。

記

- 1 日 時 令和 3 年 7 月 29 日(木) 午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 場 所 高松商工会議所 高松市番町二丁目 2 番 2 号
- 3 試験科目 筆記試験(毒物及び劇物に関する法規、基礎化学、毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法)  
実地試験(毒物及び劇物の識別及び取扱方法)  
※すべてマークシート方式で出題します。

- 4 受験願書配布及び受付場所  
県内居住者……県の各保健福祉事務所、小豆総合事務所  
高松市又は県外居住者……県薬務感染症対策課

※新型コロナウイルス感染防止の観点から、受験願書提出時点で、以下に該当する方の受験願書のみ受け付けます。

- ア 香川県内にお住まいの方
- イ 香川県内の店舗・事業所に勤務されている方(香川県外にお住まいの方)
- ウ 香川県内の学校に在籍されている方(香川県外にお住まいの方)

- 5 受付期間 6 月 7 日(月)～6 月 14 日(月) (土・日曜日を除く)
- 6 提出書類 受験願書、戸籍抄本、写真(縦 6cm×横 5cm)
- 7 受験手数料 10,500 円(香川県証紙による納付)
- 8 合格発表 令和 3 年 8 月 20 日(金) 午前 10 時  
県庁掲示板に掲示及び香川県ホームページに掲載
- 9 問い合わせ 県の各保健福祉事務所、小豆総合事務所  
又は薬務感染症対策課(087-832-3300)



令和3年6月1日

会 員 各 位

(一社) 香川県トラック協会

トラブルを未然に防ごう！  
労務管理セミナーの開催について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

トラック運送業界では、残業時間の上限規制、最低賃金の上昇、残業の割増率上昇などの法改正に伴う労務管理が今後重要になることが予想されます。

そのような状況の中で、働く人の権利意識の変化などにより、未払い賃金等に関するトラブルが数多く発生しています。

こうしたトラブルを事前に防止するため企業として賃金台帳等の見直しを含めた労務管理の検討が必要となっており、具体的な対策を講じることが極めて重要な課題となっております。

つきましては、下記のとおりセミナーを開催しますのでご案内申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 令和3年7月7日(水) 14時～15時30分
2. 場 所 香川県トラック総合会館 5階  
高松市福岡町3丁目2-3 TEL 087-851-6381
3. セミナー テーマ「賃金台帳の正しい記載について」  
講師 グッジョブ社労士事務所 社会保険労務士 合田弘孝 様
4. 定 員 25名(先着順)
5. 注意事項 ■当日、発熱、咳症状など体調不良の方のご来場はお避け下さい。  
■来場者には、マスク着用・咳エチケット・手洗いを励行いただくようお願いいたします。  
■コロナウイルス感染症拡大のため中止になる場合がありますのでご了承ください。

---

(一社) 香川県トラック協会 行 6月28日までに返信をお願いします。

(FAX: 087-821-4974)

労務管理セミナーに出席します

会社名

氏 名



令和3年6月1日

会 員 各 位

(一社) 香川県トラック協会

令和3年度 乗務員一般講習会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記講習会について、香川県トラック協会では、平成16年度から「乗務員講習会」を実施しており、多数の事業所から運転者の派遣を頂いております。

標記講習は、国土交通省大臣告示第1366号(※)を基に実施し、対話式で実施する参加型乗務員向け教育講習です。

受講終了後には、上記内容を付記した通知書を送付させていただくなど、安全教育の実施だけでなく、受講証明の記録に至るまで考慮し進めております。

香ト協は各事業所の安全教育の一助として、本年度も無料で標記講習会を開催しますので、乗務員の派遣をお願い申し上げます。

参加申込みについては別紙にてお願いいたします。

敬 具

※ 国土交通省告示第1366号とは、

貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項事項の規定に基づき、運転者に対する指導、監督を実施した日時・場所及び内容、監督指導を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所に保存するものとする。

令和3年度 乗務員一般講習会 参加申込票

・乗務員一般講習（受講希望日に~~✓~~印をご記入下さい。）

✓印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第233回	6月26日（土）9:00～12:00	安全研修センター（高松市） 高松市福岡町3丁目3-6
	第234回	6月26日（土）13:30～16:30	安全研修センター（高松市） 高松市福岡町3丁目3-6
	第235回	7月24日（土）9:00～12:00	安全研修センター（高松市） 高松市福岡町3丁目3-6
	第236回	7月24日（土）13:30～16:30	安全研修センター（高松市） 高松市福岡町3丁目3-6

○受講希望者データ

会社名	
担当者名（記入者）	

	氏名	生年月日	乗務歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな) -----	昭和 平成	年 月 日	大型 中型
参加希望講習 (○印記入)	第233回(AM)・第234回(PM)・第235回(AM)・第236回(PM)		年	小型
2	(ふりがな) -----	昭和 平成	年 月 日	大型 中型
参加希望講習 (○印記入)	第233回(AM)・第234回(PM)・第235回(AM)・第236回(PM)		年	小型
3	(ふりがな) -----	昭和 平成	年 月 日	大型 中型
参加希望講習 (○印記入)	第233回(AM)・第234回(PM)・第235回(AM)・第236回(PM)		年	小型

※ 香ト協（FAX 087-821-4974）へ申し込みください。

令和3年6月1日

会 員 各 位

(一社) 香川県トラック協会

令和3年度 乗務員ステップアップ講習のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記講習会については、一般的な指導及び監督の指針に沿った内容のほか、実車を使って日常点検や死角、内輪差、リアオーバーハング(尻振り)の検証等を体感する参加型乗務員講習となっております。受講修了後には、講習修了内容を付記した通知書を送付させていただくなど、安全教育の実施だけでなく、受講証明の記録に至るまで考慮し進めております。

当業界は中小零細が多く、事業所内で告示内容に沿って教育していくことが難しいと聞いております。そのような状況下、香ト協は各事業所の安全教育の一助として、本年度も無料で標記講習会を開催しておりますので、受講を希望される際は別紙の参加申込書にて香ト協へ申し込み下さい。

敬 具

令和3年度 乗務員ステップアップ講習 参加申込票

・乗務員ステップアップ講習（受講希望日に~~✓~~印をご記入下さい。）

✓印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第94回	9月25日(土) 9:00 ~ 12:00	安全研修センター(高松市) 高松市福岡町3丁目3-6
	第95回	9月25日(土) 13:30 ~ 16:30	安全研修センター(高松市) 高松市福岡町3丁目3-6

○受講希望者データ

会社名	
担当者名(記入者)	

	氏名	生年月日	乗務歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな) -----	昭和 平成 年 月 日	年	大型
参加希望講習 (○印記入)	第94回(AM)・第95回(PM)			中型
2	(ふりがな) -----	昭和 平成 年 月 日	年	大型
参加希望講習 (○印記入)	第94回(AM)・第95回(PM)			中型
3	(ふりがな) -----	昭和 平成 年 月 日	年	大型
参加希望講習 (○印記入)	第94回(AM)・第95回(PM)			中型
				小型

※ 香ト協 (FAX 087-821-4974) へ申し込みください。

令和3年6月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会（6時間講習・16回）、事故惹起運転者講習会（7回）を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、都合により各回20名を定員とさせていただきます。

敬 具

※初任運転者とは（指導の場合）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」15時間以上の内、6時間講習で実施しますので、残り9時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は3号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者（同条第4号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

記

1. 開催日

<初任運転者講習会>

<del>第1回</del> <del>令和3年</del> <del>4月15日(木)</del>	<del>第2回</del> <del>5月20日(木)</del>
第3回 6月3日(木)	第4回 6月24日(木)
第5回 7月8日(木)	第6回 8月5日(木)
第7回 8月26日(木)	第8回 9月9日(木)
第9回 10月7日(木)	第10回 10月28日(木)
第11回 11月11日(木)	第12回 12月2日(木)
第13回 令和4年 1月20日(木)	第14回 2月3日(木)
第15回 2月24日(木)	第16回 3月24日(木)

<事故惹起運転者講習会>

<del>第1回</del> <del>令和3年</del> <del>4月22日(木)</del>	<del>第2回</del> <del>5月27日(木)</del>
第3回 7月15日(木)	第4回 9月16日(木)
第5回 11月25日(木)	第6回 令和4年 1月13日(木)
第7回 3月10日(木)	

2. 開催時間 9:30～17:00
3. 場 所 四国交通共済会館
4. 受講料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。
5. 定 員 20名
6. 申 込 初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合がありますので、四国交通共済協同組合 HP で「講習・研修スケジュール」  
(<http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/>) で申込状況をご確認いただきお申込み下さい
7. 証 明 書 受講後、四国交通共済協同組合から、各人へ特別指導受講証明書が発行されます。
8. そ の 他 筆記用具をご持参下さい。  
※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加下さい。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。予め、ご了承下さい。

## 初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

○初任運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日	✓印 記入欄	開催日
終了	令和3年 4月15日(木)	終了	5月20日(木)
	6月3日(木)		6月24日(木)
	7月8日(木)		8月5日(木)
	8月26日(木)		9月9日(木)
	10月7日(木)		10月28日(木)
	11月11日(木)		12月2日(木)
	令和4年 1月20日(木)		2月3日(木)
	2月24日(木)		3月24日(木)

○事故惹起運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日	✓印 記入欄	開催日
終了	令和3年 4月22日(木)	終了	5月27日(木)
	7月15日(木)		9月16日(木)
	11月25日(木)		令和4年 1月13日(木)
	3月10日(木)		

※開講時間は、9:30～17:00 (各回共通) ※ご希望の講習日にチェック (✓) をお願い致します。  
 ※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

○受講者データ

	ふりがな 氏 名	生年月日	
1		昭和 平成	年 月 日

○派遣先データ

会社名			
会社住所	〒		
電話番号		FAX番号	
担当者名		役 職	

※ 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協 FAX (0877-44-3390) へご送信願います。



# 令和3年度第1回運行管理者試験のご案内

—国土交通大臣指定試験機関—

NECO

公益財団法人  
運行管理者試験センター  
The National Examination Centre for Motor Vehicle Operation Manager

## I. 令和3年度第1回運行管理者試験の概要

### 1. 試験日時

令和3年8月7日(土)～9月5日(日)

(試験会場等の予約の際に希望する日時を選択：試験時間90分間)

### 2. 試験の種類

- ① 貨物自動車運送事業の試験(以下「貨物試験」という。)
- ② 旅客自動車運送事業の試験(以下「旅客試験」という。)

※受験申請手続きは、複数回の試験を申込みことはできません。貨物試験、旅客試験を含めて一人1回限りです。

### 3. 試験方法及び受験申請の方法等

- (1) 令和3年度第1回運行管理者試験より、試験方法はC B T試験のみとなります。

※筆記試験は実施しません。

※C B T試験とは、問題用紙やマークシートなどの紙を使用せず、パソコンの画面に表示される問題に対しマウス等を用いて解答する試験です。受験者は、提出書類審査完了後に複数の試験実施日時や試験会場の中から、受験する会場と日時を選択することができます。(試験センターホームページにC B T試験の詳細説明を掲載しています。)

- (2) 受験申請の方法等

#### ① 受験申請の方法及び受付期間

i 新規受験、再受験ともインターネット申請に限ります。

(公財) 運行管理者試験センターのホームページから申請できます。(詳細はⅦ. 参照)

ii 受付期間：令和3年6月7日(月)～7月14日(水)

#### ② 試験地及び試験会場

##### i 試験地

試験は全国47都道府県にある試験会場で受験できます。

##### ii 試験会場

試験会場は、会場日時を予約する際に選択した試験会場となります。

試験会場の座席の確保状況などにより、一部の試験地において定員制を導入しておりますので、ご承知おきください。

インターネット申請で提出した書類の審査が完了すると、運行管理者試験センターから会場予約等手続きのご案内メールが届きますので、その後に試験会場と試験日時を予約してください。

※受験資格を基礎講習修了予定で申請する場合には、試験の種類に応じた基礎講習を修了し、基礎講習修了証書(写)又は運行管理者講習手帳(写)を提出後、提出書類の審査が完了するまで、C B T試験の試験会場等の予約ができません。

#### ③ 受験手数料等の支払方法

受験手数料等は、コンビニ決済、クレジットカード決済、ペイジー決済での支払ができます。

支払方法により、試験会場等の予約申込期限が異なります。

支払方法	試験会場等予約申込期限	支払期限
コンビニ・ペイジー	8月3日	8月6日
クレジットカード	8月6日	8月6日

※8月6日までに受験手数料等の支払を完了していないと、受験申請が取消しとなりますのでご注意ください。

#### ④ 受験確認書メールの送付

試験会場の予約完了後、C B T試験専用サイトから、試験会場及び日時が記載された受験確認書メールが送信されます。

#### ⑤ 試験結果発表(試験結果通知書は発表日に郵送します。)

試験結果発表日：令和3年9月21日(火)(予定)

(合格者は試験センター・ホームページに受験番号を掲載します。)

## II. 受験資格

次の(1)、(2)、(3)又は(4)のどれか1つの要件を満たしていることが必要です。

試験の種類	受験資格の種類	内 容
貨物試験	(1) 貨物又は旅客自動車 運送事業の実務経験者	試験日の前日において、自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く）の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車（緑色のナンバーの車）の運行の管理に関し、1年以上の実務の経験を有する方 〔①事業用自動車の運転業務、②営業、③総務、経理等の管理業務等は、事業用自動車の運行の管理についての実務経験に該当しませんので、ご注意ください。〕
	(2) 基礎講習（貨物）修了者 （又は修了予定の方）	貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づき国土交通大臣から認定された講習実施機関で基礎講習を受講された方
旅客試験	(3) 貨物又は旅客自動車 運送事業の実務経験者	試験日の前日において、自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く）の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車（緑色のナンバーの車）の運行の管理に関し、1年以上の実務の経験を有する方 〔①事業用自動車の運転業務、②営業、③総務、経理等の管理業務等は、事業用自動車の運行の管理についての実務経験に該当しませんので、ご注意ください。〕
	(4) 基礎講習（旅客）修了者 （又は修了予定の方）	旅客自動車運送事業運輸規則に基づき国土交通大臣から認定された講習実施機関で基礎講習を受講された方

(注1) 上記(2)及び(4)は、国土交通大臣が認定する講習実施機関において、平成7年4月1日以降の試験の種類に応じた基礎講習を修了した方に限ります。

(注2) 主な講習実施機関の連絡先は試験センターホームページ又は、国土交通省のホームページ参照

(注3) 「基礎講習修了予定」として受験申請を行う場合には、令和3年7月28日(水)までに試験の種類に応じた基礎講習を修了し、基礎講習修了証書(写)又は運行管理者講習手帳(写)を提出する必要があります。

(注4) 基礎講習の受講申し込み手続きと、運行管理者試験の申請は別の手続きです。

## III. 試験の内容

次に掲げる出題分野ごとの法令（法律に基づく命令等を含む）等について筆記で行います。

出 題 分 野	出題数
(1) 貨物試験は貨物自動車運送事業法関係、旅客試験は道路運送法関係	8
(2) 道路運送車両法関係	4
(3) 道路交通法関係	5
(4) 労働基準法関係	6
(5) その他運行管理者の業務に関し、必要な実務上の知識及び能力	7
合 計	30

## IV. 合格基準

次の(1)及び(2)の得点が必要です。

(1) 原則として、総得点が満点の60%（30問中18問）以上であること。

(2) 上記Ⅲ.(1)～(4)の出題分野ごとに正解が1問以上であり、(5)については正解が2問以上であること。

## V. 受験申請に必要な添付書面等

### (1) 受験資格を証明する書面等

受験資格の種類	提出が必要な添付書面等
1. 実務経験者	・実務経験の期間等に関する証明
2. 基礎講習修了者	・試験の種類に応じた、次のどれか1つの提出が必要 (ア) 基礎講習修了証書(写) (イ) 運行管理者講習手帳 (講習手帳の発行者が記載された箇所(1ページ)及び受講者の氏名等が記載され、かつ、写真が貼付された箇所(2ページ)並びに基礎講習を修了したことが証明された箇所(3ページ以降)の写しが必要)
3. 基礎講習受講予定者	・基礎講習実施機関で試験の種類に応じた基礎講習を7月28日(水)までに修了して下さい。 ※基礎講習を修了後は、直ちに、「新規申請サイト」から基礎講習修了証書又は運行管理者講習手帳のアップロードが必要です。

(注) 平成27年1月以降の基礎講習修了証書又は運行管理者講習手帳は、基礎講習修了番号に(貨物)又は(旅客)の種類が記載されています。申請の際は、試験の種類に応じた基礎講習の種類に注意して下さい。

### (2) 受験者を証明する書面

- ① 自動車運転免許証(写)
- ② マイナンバーカード(写)(マイナンバーの記載がない表面のみ)
- ③ 住民票(写)(マイナンバーの記載がないもの)

のどれか1つを電子データでアップロードして下さい。ただし、再受験申請を除く。

### (3) 証明用写真(本人確認用)

受験申請の種類	提出する写真の仕様
インターネット申請 (新規・再受験)	・証明用写真は、デジタルカメラ、スマートフォン等で撮影されたデジタル写真(正面、無帽、上三分身、無背景の6ヵ月以内のもの) ・デジタル写真(ファイル形式はJPEGで、通常モードで撮影されたものとし、高画質で撮影されたものはご遠慮下さい。)

## VI. 受験手数料等

### (1) 受験手数料：6,000円(非課税)

この他、次の(2)①、(2)②のうちいずれか1つ及び(3)①の費用が別途必要となります。

### (2) インターネット申請利用料等

- ① 新規受験申請：660円(税込)(システム利用料)
- ② 再受験申請：860円(税込)(システム利用料、事務手数料)

### (3) 試験結果レポート(希望者のみ)

- ① 試験結果レポート手数料：140円(税込)
- ② 試験結果レポートは、別途申込みを行った受験者に通知致します。

試験結果レポートには、総得点及び分野別得点について、それぞれ当該受験者の得点と受験者全員の平均点が表示されます。また、申請後に試験結果レポートの追加申込、申込の取消はできません。

試験事務センターから受験者あてに、これらに関するお問い合わせはいたしませんのでご了承下さい。

※各申請方法でお申込み頂きました受験手数料等は、お返しできませんのでご了承下さい。

## Ⅶ. 申請方法の詳細

**インターネット申請（新規・再受験）**（パソコンまたはスマートフォンから申込みができます。）

### ① 申請方法

#### i 新規受験で申請する方

運行管理者試験センターのホームページ（<https://www.unkan.or.jp/>）にアクセスし、申込み手順に従って必要事項を入力して下さい。受験者本人又は団体申請者の「電子メールアドレス（パソコンまたはスマートフォンのメールアドレス）」が必要となります。

#### 1) 個人によるインターネット申請

インターネットシステムが整ったパソコンまたはスマートフォンから運行管理者試験センターのホームページの申請サイトにアクセスして申請を行って下さい。

#### 2) 団体（一括）によるインターネット申請

各企業において一括で取りまとめて申し込みを行う「団体申請」は、本社だけでなく支社、支店又は営業所など内部機関ごとにインターネット申請（パソコンのみ）を行うことができます。なお、あらかじめ、団体情報の登録が必要となります。

※申請で利用されるインターネットシステムについては、推奨されるOS及びブラウザを、必ず確認してから申請して下さい。

#### ii 再受験で申請する方（団体申請はできません。）

再受験申請が可能な受験者は次の条件を満たす方に限ります。

- ・平成29年度第1回運行管理者試験以降に受験履歴がある方
- ・氏名に変更がない方

1) パソコンまたは、スマートフォンより運行管理者試験センターのホームページから申請者サイトにアクセスし、申込手順に従って必要事項を入力して下さい。

2) 再受験申請の場合は、受験資格を証明する書面及び受験者を証明する書面の添付は不要です。

### ② 申請受付期間

令和3年6月7日（月）午前9時から7月14日（水）午後11時59分（厳守）までです。

### ③ 試験会場及び試験日時の予約

提出書類の審査が完了すると、運行管理者試験センターから書類審査完了のご案内メールが届きますので、その後に試験会場と試験日時を予約してください。試験会場等の予約は受験日の約2ヵ月前から行えます。（試験会場（テストセンター）によって異なります。）

### ④ 受験手数料等の支払方法

試験会場等を予約する際に受験手数料等の支払が完了すると予約が確定します。支払方法は、コンビニ決済、クレジットカード決済、ペイジー決済から選択できます。

受験手数料等の支払方法により、試験会場等の予約申込期限が異なります。

支払方法	試験会場等予約申込期限内の支払	予約可能最終日
コンビニ決済 ペイジー決済	試験会場等の予約をした日を含めて4日以内に受験手数料等を支払ってください。この支払期限を過ぎると、予約はキャンセルとなります。この場合、申込期限内に再度予約をしてください。	8月3日
クレジットカード決済	試験会場等の予約をするのと同時にクレジットカード決済をしてください。	8月6日

<コンビニ決済、ペイジー決済を選択した場合の支払期限の例>

7/20	7/21	7/22	7/23	7/24	8/3
申込日	2日目	3日目	4日目	4日目を過ぎると予約はキャンセルとなります	予約可能最終日
← この間に支払ってください →					

※8月6日までに受験手数料等の支払を完了していないと、受験申請が取消しとなりますのでご注意ください。

### ⑤ 領収書は受験後にC B T試験専用サイトで発行することができます。

### ⑥ 身体に障害のある方など特別な事情を有する方については、事前に試験事務センター（0476-85-7177）にご連絡ください。



詳しくは、「CBT試験に係る受験要領」及び「CBT試験当日の手続き等について」をご覧ください。

### 試験会場に関するご注意

試験会場には受験者用の駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。自動車で来場される場合は、ご自分で駐車場を確保してください。

### 新型コロナウイルスの感染予防等に関する注意喚起について

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、受験される皆様には手洗いやマスクの着用など感染予防に努め、受験に臨んで頂くようお願いいたします。なお、新型コロナウイルスの感染状況によっては、試験会場の一時的な閉鎖などもありますので、最新の情報を試験センターのホームページでご確認下さい。

## 公益財団法人 運行管理者試験センター 試験事務センター

自動音声サービス：TEL 0476-85-7177

(平日9時～17時は「5」を押すとオペレータ対応有)

ホームページ <https://www.unkan.or.jp/>





会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

「自動車運送事業の運行管理者表彰制度」のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省においては、運行管理業務において優良であると認められる運行管理者を表彰することにより、安全意識の更なる高揚と運行管理業務の一層の徹底を図り、もって自動車運送事業の輸送の安全を確保することを目的とした標記表彰制度を実施しております。

つきましては、標記制度に賛同され認定要件に該当する運行管理者を推薦される場合は、提出書類を6月18日（金）（必着）までに香ト協事務局までご提出願います。

敬 具

記

1. 認定要件

「自動車運送事業の運行管理者表彰」規程より抜粋  
(表彰の事由) 第4条

この表彰は、自動車運送事業の運行管理者として10年以上従事し、管内における自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の営業所ごとに選任されている運行管理者であって、現に運行管理業務を行っている者のうち、運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善を行う等の功績を有し、運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施しており、勤務状態等が優良であるとともに、所定期間以上の期間について次の各号に該当せずに輸送の安全確保に努めたと認められる者に対して行う。

- (1) 運行管理者として選任されていた全ての営業所において、当該営業所の運転者による道路交通法第108条の34に基づく通報のなされる事故及び違反について、運行管理上、最も責任ある者
- (2) 運行管理者として選任されていた全ての営業所において、当該営業所の運転者が明らかに第一当事者となる重大事故について、運行管理上、最も責任ある者

- (3) 運行管理者資格者証の返納の処分等を受けた者、又は受けるおそれがある者
- (4) 運行管理者として選任されていた全ての営業所において、その選任されていた間、当該営業所が行政処分等を受けた場合、又は受けるおそれがある場合

#### (所定期間等) 第5条

前条における所定期間は、この規程の適用日以降の日から起算して5年間とする。

2 ただし、前条各号の要件に該当した場合の所定期間は、以下のとおりとする。

- (1) 前条第1号又は第2号に該当した場合にあっては、当該事故または違反のあった日の翌日から新たに起算して5年間
- (2) 前条第3号に該当した場合にあっては、その後再び運行管理者として選任された日、もしくは、警告又は勧告がなされた日の翌日から新たに起算して5年間
- (3) 前条第4号に該当した場合にあっては、当該行政処分等終了日の翌日から新たに起算して5年間

3 前条における「運行管理者としての従事期間」及び「所定期間以上の期間」については、4月1日現在における経過期間とする。

## 2. 提出書類

事業者は、自社の運行管理者（以下「候補者」という。）に表彰を受けさせようとするときは、次の各号に掲げる書類を2部（うち1部は写しでも可）添えて推薦するものとする。

- (1) 候補者が欠格事由に該当しない者であることを証する書面（2号様式）
- (2) 候補者の功績調書（3号様式）
- (3) 候補者の履歴書（4号様式）
- (4) 候補者の過去5年間の無事故無違反証明書（自動車安全運転センター発行のもの）
- (5) 候補者の刑罰等に関する自認書（5号様式）

※ 2号様式、3号様式、4号様式、5号様式は、別添の様式を参考に各社で作成をお願いします。

### 3. 用語等の定義及び取消・雑則について

四国運輸局香川運輸支局「自動車運送事業の運行管理者表彰」規程より抜粋  
(定義) 第3条

- (1) 『運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善を行う等の功績』  
定期的な安全運行に関する勉強会等の考案、安全確保に関する施設等の新設や改善、運行管理体制の見直し等の具体的な取り組みであって、それらが営業所や会社内で制度化されているものをいう。
- (2) 『運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施』  
関係法令で定められている運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施するとともに、必要な講習を受講している者を指し、運行管理業務を補助者任せとする等事実上名目だけの運行管理者である者を除く。
- (3) 『勤務状態等が優良』  
無断欠勤や遅刻等が常習化している等、世間一般的に勤務状態に問題があると認められる者ではなく、かつ、所定期間において無事故無違反であるとともに、刑罰がない者をいう。
- (4) 『道路交通法第108条の34に基づく通報のあった事故及び違反』  
「道路交通法第108条の34に基づく通知の強化措置への対応について」(平成15年1月30日付け国総貨複第162号、国自総第439号、国自旅第189号、国自貨第73号)に基づく通報がなされる事故及び違反をいう。
- (5) 『重大事故』  
自動車事故報告規則(昭和26年12月20日運輸省令第104号)第2条第1号から第10号及び第13号から第15号に規定する事故をいう。
- (6) 『運行管理上最も責任ある者』  
前2号の事故及び違反を引き起こした運転者の当該運行開始時における点呼やその他指示を行った者若しくは当該事故の自動車事故報告書の運行管理者欄に記入されている者をいう。
- (7) 『運行管理者資格者証の返納の処分等』  
運行管理者資格者証の返納命令発令基準に基づく返納命令、警告及び勧告をいう。
- (8) 『行政処分等』  
輸送の安全に係る違反行為による安全確保命令、事業改善命令、自動車その他輸送施設の使用停止処分、事業停止処分及び許可の取消処分をいう。  
なお、「行政処分等を受けるおそれ」とは、監査が行われ処分が未定である状態をいう。

(表彰の取消) 第9条

支局長は、この表彰を受賞後、当該受賞者が当該表彰を受けることが適当でないと判断される事実が判明したときは、当該表彰は取り消すことができる。

(雑則) 第10条

候補者の選考にあたっては、次のことに留意する。

- (1) 候補者が形式上偏在することを防止するため、各業種から幅広く、表彰するにふさわしい者を選考することとし、同一事業者から、同時に、多数の候補者を推薦することは避けるものとする。
- (2) 候補者が次の①に該当する場合は、表彰の対象としない。また、候補者又は当該事業者が、次の②に該当する場合は、原則として、一定の期間表彰の対象としないこととする。
  - ① 破産者
  - ② 訴訟が継続中の場合、最近において事故、事件等があった場合、法令違反等により行政上または司法上の取調べ、立ち入り検査等を受けた場合、刑の確定又は行政処分を受けた場合、その他表彰することが適当でないような新聞、雑誌等に報道された場合等

(2号様式)

## 証 明 書

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

(候補者の)

本 籍 (郵便番号)

現 住 所 (郵便番号)

氏 名

生年月日

上記の者について、 年 月 日から 年 月 日の間  
における以下の各事項には該当しないことを証明します。

1. 運行管理者として選任されていた営業所の運転者へなされた道路交通法第108条の34に基づく通報について、運行管理上、最も責任を有する者であること。  
(当通報がなかった場合はその旨を記載)
2. 運行管理者として選任されていた営業所の運転者が明らかに第一当事者となる重大事故について、運行管理上、最も責任を有する者であること。  
(当事故がなかった場合はその旨を記載)
3. 運行管理者資格者証の返納処分等を受けた者、又は受けるおそれがある者であること。
4. 運行管理者として選任されていた全ての営業所において、その選任されていた間、当該営業所が行政処分等を受けていること、又は受けるおそれがあること。

令和 年 月 日

事業者名

代表者名

印

香川運輸支局長 殿

(3号様式)

## 功 績 調 書

(候補者の)

本 籍

現 住 所 (郵便番号)

ふりがな

氏 名 (表彰状に記入する字面を記載)

生年月日 (年齢)

1. 運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善等の功績について  
(出来るだけ詳しく記入下さい)

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

2. 運行管理業務を十分に理解し、適確に実施していることについて  
(出来るだけ詳しく記入下さい)

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

3. 勤務状態が優良であることについて  
(出来るだけ詳しく記入下さい)

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

(4号様式)

## 履 歴 書

(候補者の)

本 籍

現 住 所 (郵便番号)

ふりがな

氏 名 (表彰状に記入する字画を記載)

生年月日 (年齢)

### 1. 学 歴

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

### 2. 職 歴 (始期・終期及び商号変更、名称変更等は明確に記載のこと)

#### (1) 業務歴

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

#### (2) 団体歴

#### (3) 公職歴

#### (4) その他

### 3. 賞 罰



労働者、  
雇用主の  
皆さまへ

# はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する機会が多いのではないのでしょうか。しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

**ポイント 1** はしごや脚立に関する災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、  
想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用しましょう。

▶▶▶ P 2 参照

**ポイント 2** はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる  
床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討しましょう。

▶▶▶ P 3 参照

**ポイント 3** はしごや脚立を使用する際は、高さ1m未満の場所での作業であっても  
墜落防止用のヘルメットを着用して、頭部の負傷を防ぎましょう。

▶▶▶ P 4 参照

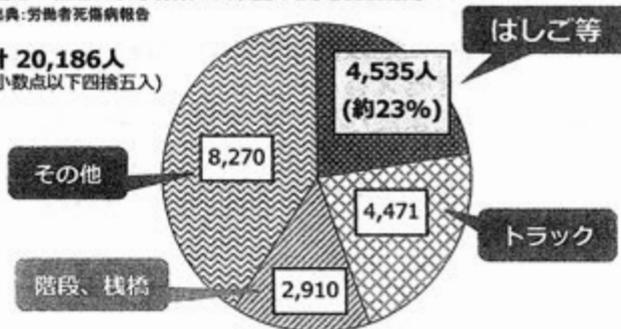
## 統計資料 「はしご等」に関する災害（死傷および死亡）

※「はしご等」：はしご、脚立、作業台など

### ① 「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い (平成23年～27年 5年平均)

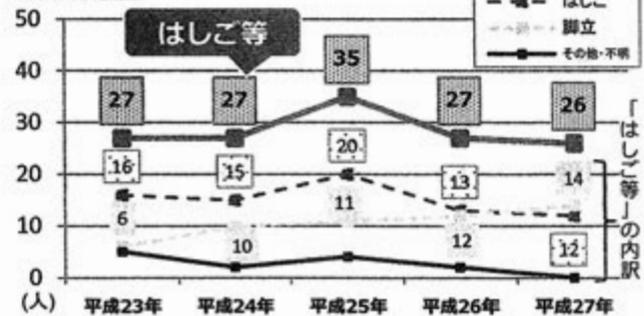
【墜落・転落による休業4日以上の被災労働者数】  
出典：労働者死傷病報告

計 20,186人  
(小数点以下四捨五入)



### ② 毎年30人弱の労働者が「はしご等」からの 墜落・転落により亡くなっている

【過去5年間の墜落・転落による死亡労働者数】  
出典：死亡災害報告

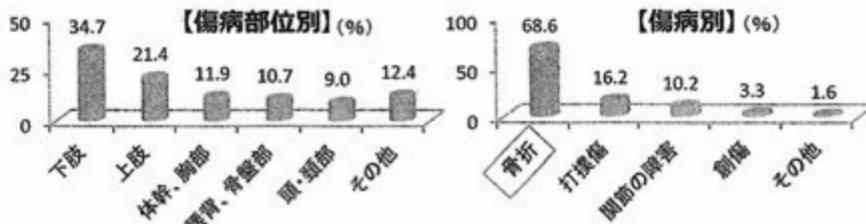


### 参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

参考：「管轄数、大西明宏、脚立に起因する労働災害の分析、労働安全衛生研究、Vol.8, No. 2, pp. 91-98, 労働安全衛生総合研究所, 2015年」

### 脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件（全数の25.5%）を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件（うち墜落・転落災害は約86%）であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



### グラフからわかること

【傷病部位別】  
下肢と上肢で、全体の半数以上を占めている。

【傷病別】  
骨折が全体の約3分の2を占め、重篤な災害につながりやすい。

# ポイント1 典型的な災害発生原因（墜落・転落死亡災害例）

出典：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

## はしご

### No.1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。

#### ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。

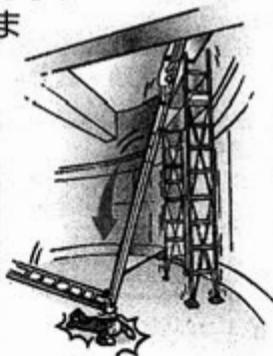


### No.2 はしごが転位する

【事例】はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。

#### ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかり固定する。  
また、滑り止め箇所の点検を怠らない。

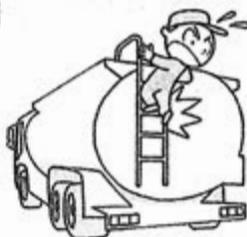


### No.3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。  
(耐滑性の低い靴を使用)

#### ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。  
耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。



## 脚立

### No.1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。

#### ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。



### No.2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。

#### ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。  
なお、脚立にまたがった作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。  
脚立の片側を使って作業すると、3点支持(\*)がとりやすい。



### No.3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】手に荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。

#### ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかり保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。



(※) 3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。

## ポイント2 はしごや脚立を使う前に、まず検討！

以下の2点について検討してみましょう

- はしごや脚立の使用自体を避けられないですか？
- 墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？（※）

（※）足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】



十分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

### 移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。

こうすれば  
安全

立てかける位置は水平で、傾斜角75°、突き出し60センチ以上となっていることを確認



ヨシ!

しっかり固定!

60cm以上上方にだす



滑り止め

確認しおきのポイント

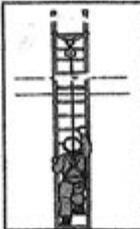
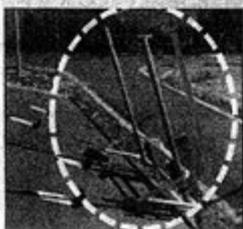
「突き出し60センチ、75°立てかけ ヨシ!」

出典:「シリーズ・ここが危ない高所作業」中央労働災害防止協会編

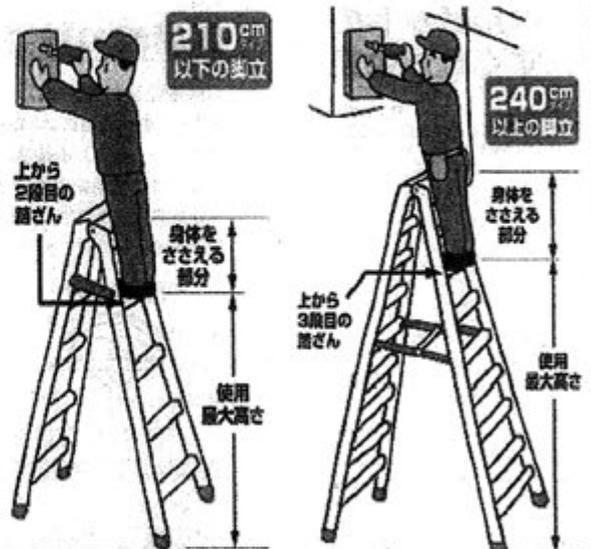
こういった後付けの安全器具もあります

【はしご支持・手摺金具】 【はしご足元安定金具】

【安全ブロック（ストラップ式の墜落防止器具）】



### 脚立の安全使用のポイント



※高さ2m以上での作業時は、ヘルメットだけでなく安全帯も着用しましょう!

©軽金属製品協会（無断転用禁止）

### 「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

#### 移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

#### 脚立（安衛則第528条）

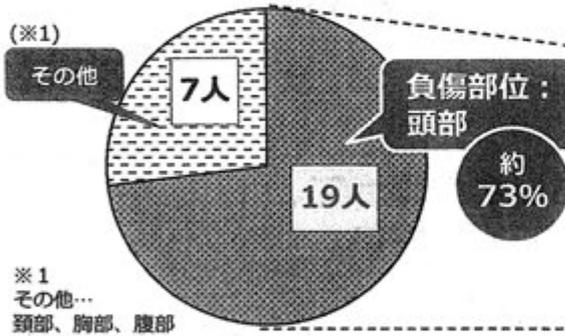
- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

# ポイント3 必ずヘルメットを着用してください

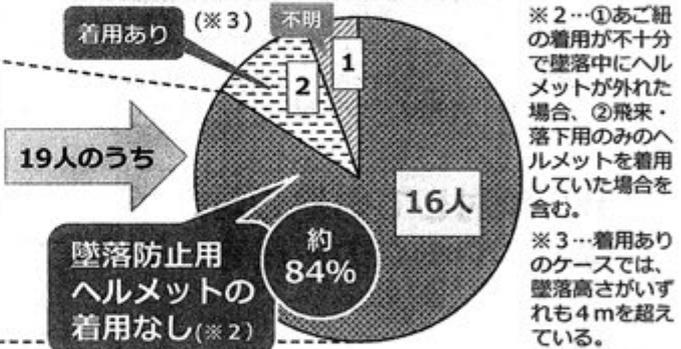
参考

頭部を負傷した死亡災害では、うち8割強が墜落防止用のヘルメットを着用していませんでした（平成27年集計） 出典：災害調査使命書

① 「はしご等」からの墜落・転落死亡災害における負傷部位【平成27年分（26人）】



② 墜落防止用ヘルメットの有無【頭部負傷の場合のみ集計（19人）】



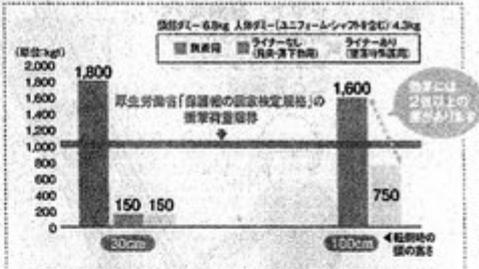
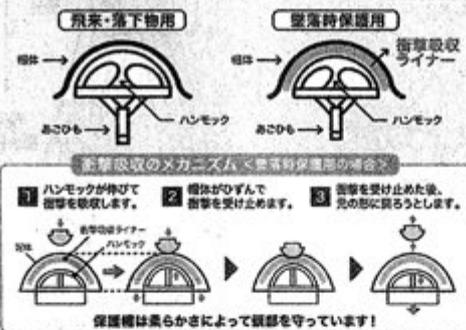
## ヘルメットのすぐれた効果

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P12

## 保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なが分かりました。



保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。  
協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会 (JHMA) <http://japan-helmet.com>、株式会社谷沢製作所

## ヘルメットの着用ポイント

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P3

### 必ず保護帽を着用！



着用時 5つのポイント

- 「墜落時保護用」を使用すること
- 傾げずに被ること
- あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 破損したものは使わないこと
- 耐用年数を守ること

特に①と③を忘れずに！  
(死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです)

① 要チェック！  
ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標準」等に用途が書かれています！

③ 参考  
あご紐と耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります！

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。(H29.3)

# はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。  
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

## 作業前 8 のチェック！！

### (作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

#### 「労働安全衛生規則」で定められている事項

##### 移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典:「シリーズ・ここが危ない  
高所作業」中央労働災害  
防止協会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」  
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

# 脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。  
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に  
なってから、作業を始めましょう！

## 作業前 10 のチェック！！

### (作業前点検リスト)

年 月 日 天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

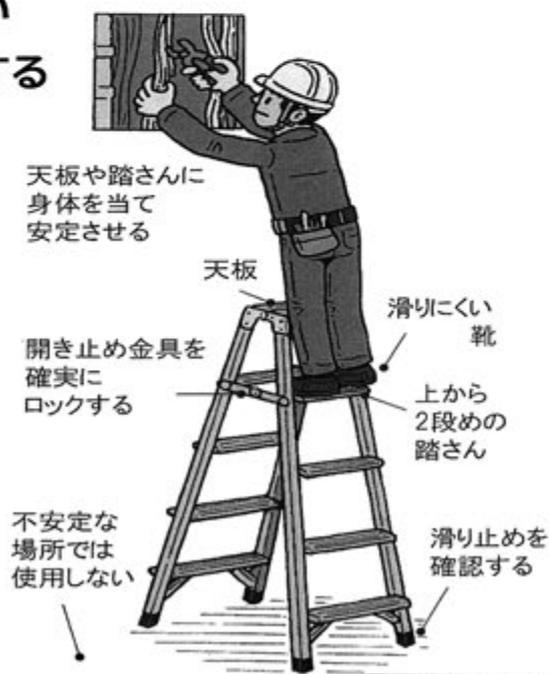
確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する  
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

### 「労働安全衛生規則」で定められている事項

#### 脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、  
折りたたみ式のもの、角度を確実に保つ  
ための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上の作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」  
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

## 令和3年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

令和3年3月2日制定

令和3年4月30日改正

## 1 趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても熱中症が発生しており、重篤化して死亡に至る事例も跡を絶たない状況にあることから、業界、事業場ごとに、熱中症予防対策に取り組んでいるところである。昨年までの「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」においても、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況を見ると、死亡を含む休業4日以上死傷者959人、うち死亡者は22人となっている。業種別にみると、死傷者数については、建設業215件、製造業199件となっており、全体の4割以上がこれら2つの業種で発生している。また、死亡者数は、製造業、建設業、清掃・と畜業の順に多く、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、管理が適切になされておらず被災者の救急搬送が遅れた事例が含まれている。入職直後や夏季休暇明けで暑熱順化が十分でないと思われる事例、WBGT値を実測せず、WBGT基準値に応じた措置が講じられていなかった事例等も見られている。

このため、本キャンペーンを通じ、すべての職場において、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和3年4月20日付け基発0420第3号）に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者がWBGT値を把握してそれに応じた適切な対策を講じ、初期症状の把握と緊急時の対応体制の整備を図るなど、重点的な対策の徹底を図る。

なお、令和3年は、職場における新型コロナウイルス感染症予防対策を行う中で、熱中症予防対策を講ずべきことに留意が必要である。

## 2 期間

令和3年5月1日から9月30日までとする。

なお、令和3年4月を準備期間とし、令和3年7月を重点取組期間とする。

## 3 主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会

- 4 協賛  
公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会
- 5 後援  
農林水産省（予定）、国土交通省、環境省
- 6 主唱者及び協賛者等による連携  
各関係団体における実施事項についての情報交換及び相互支援の実施
- 7 主唱者の実施事項
  - (1) 厚生労働省の実施事項
    - ア 熱中症予防に係る周知啓発資料等の作成、配布
    - イ 熱中症予防に係る有益な情報等を集めた特設サイトの開設
      - (ア) 災害事例、効果的な対策、好事例、先進事例の紹介（チェックリストを含む）
      - (イ) 熱中症予防に資するセミナー、教育用ツール等の案内
    - ウ 各種団体等への協力要請及び連携の促進
    - エ 都道府県労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導
    - オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項
  - (2) 各労働災害防止協会等の実施事項
    - ア 会員事業場等への周知啓発
    - イ 事業場の熱中症予防対策への指導援助
    - ウ 熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援
    - エ 熱中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
    - オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項
- 8 協賛者の実施事項
  - (1) 有効な熱中症予防関連製品及び日本産業規格を満たした WBGT 指数計の普及促進
  - (2) その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項
- 9 各事業場における重点実施事項  
期間中に「10 各事業場における詳細な実施事項」に掲げる取組を行うこととする。重点とすべき事項を以下に特記する。
  - (1) 準備期間中
    - WBGT 値の把握の準備（10 の（1）のア）
    - 作業計画の策定等（10 の（1）のイ）
    - 緊急事態の措置（10 の（1）のク）

(2) キャンペーン期間中

WBGT 値の把握と評価 (10 の (2) のアからイまで)

作業環境管理 (10 の (2) のウ)

作業管理 (10 の (2) のエ)

健康管理 (10 の (2) のオ)

(3) 重点取組期間中

作業環境管理、作業管理、異常時の措置 (10 の (3) のア、イ及びオ)

10 各事業場における詳細な実施事項

(1) 準備期間中に実施すべき事項

ア WBGT 値の把握の準備

日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計を準備し、点検すること。黒球がないなど日本産業規格に適合しない測定器では、屋外や輻射熱がある屋内の作業場所で、WBGT 値が正常に測定されない場合がある。

なお、令和3年度は、環境省、気象庁共同の熱中症警戒アラートが運用されており、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となる。

イ 作業計画の策定等

夏季の暑熱環境下における作業に対する作業計画を策定すること。作業計画には、新規入職者や休み明け労働者等に対する暑熱順化プログラム、WBGT 値に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT 基準値 (別紙表 1) を大幅に超えた場合の作業中止に関する事項を含める必要がある。

また、熱中症の症状を呈して体調不良となった場合等を想定したリスクアセスメントに基づく措置も考慮すること。

ウ 設備対策の検討

WBGT 基準値を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに留意する。また、既に設置している冷房設備等については、その機能を点検する。

エ 休憩場所の確保の検討

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保を検討する。当該休憩場所は横になることのできる広さのものとする。

オ 服装等の検討

熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備すること。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討する。また、直射

日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備する。

なお、事業者が業務に関連し衣類や保護衣を指定することが必要な場合があり、この際には、あらかじめ衣類の種類を確認し、WBGT 値の補正（別紙表 2）の必要性を考慮すること。

#### カ 教育研修の実施

各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育は、別紙表 3 及び別紙表 4 に基づき実施する。

教育用教材としては、厚生労働省ホームページに公表されている「職場における熱中症予防対策マニュアル」及び熱中症予防対策について点検すべき事項をまとめたリーフレット等、環境省熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツ及び救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。

なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用する。

#### キ 労働衛生管理体制の確立

事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者が中心となり、10 の（1）から（3）までに掲げる熱中症予防対策について検討するとともに、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。

現場で作業を管理する者等、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合は、上記カの教育研修を受けた者等熱中症について十分な知識を有する者のうちから、熱中症予防管理者を選任し、同管理者に対し、10 の（2）のクに掲げる業務について教育を行う。

#### ク 緊急時の措置

事業場において、労働者の体調不良時に搬送を行う病院の把握や緊急時の対応について確認を行い、労働者に対して周知する。

### (2) キャンペーン期間中に実施すべき事項

#### ア WBGT 値の把握

WBGT 値の把握は、日本産業規格に適合した WBGT 指数計による随時把握を基本とすること。その地域を代表する一般的な WBGT 値を参考とすることは有効であるが、個々の作業場所や作業ごとの状況は反映されていないことに留意する。特に、測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測した WBGT 値よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要である。

地域を代表する一般的な WBGT 値の参照：

環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/>

建設現場における熱中症の危険度の簡易判定のためのツール：

## イ WBGT 値の評価

実測した WBGT 値（必要に応じて別紙表 2 により衣類の補正をしたもの）は、別紙表 1 の WBGT 基準値に照らして評価し、熱中症リスクを正しく見積もること。WBGT 基準値を超え又は超えるおそれのある場合には、WBGT 値の低減をはじめとした以下ウからオまでの対策を徹底する。

なお、作業中における感染症拡大防止のための不織布マスク等の飛沫飛散防止器具の着用については、現在までのところ、熱中症の発症リスクを有意に高めるとの科学的なデータは示されておらず、別紙表 2 に示すような着衣補正值の WBGT 値への加算は必要ないと考えられる。

一方、飛沫飛散防止器具の着用は、息苦しさや不快感のもととなるほか、円滑な作業や労働災害防止上必要なコミュニケーションに支障をきたすことも考えられるため、作業の種類、作業負荷、気象条件等に応じて飛沫飛散防止器具を選択するとともに、感染防止の観点から着用が必要と考えられる作業や場所、周囲に人がいない等飛沫飛散防止器具を外してもよい場面や場所等を明確にし、関係者に周知しておくことが望ましい。

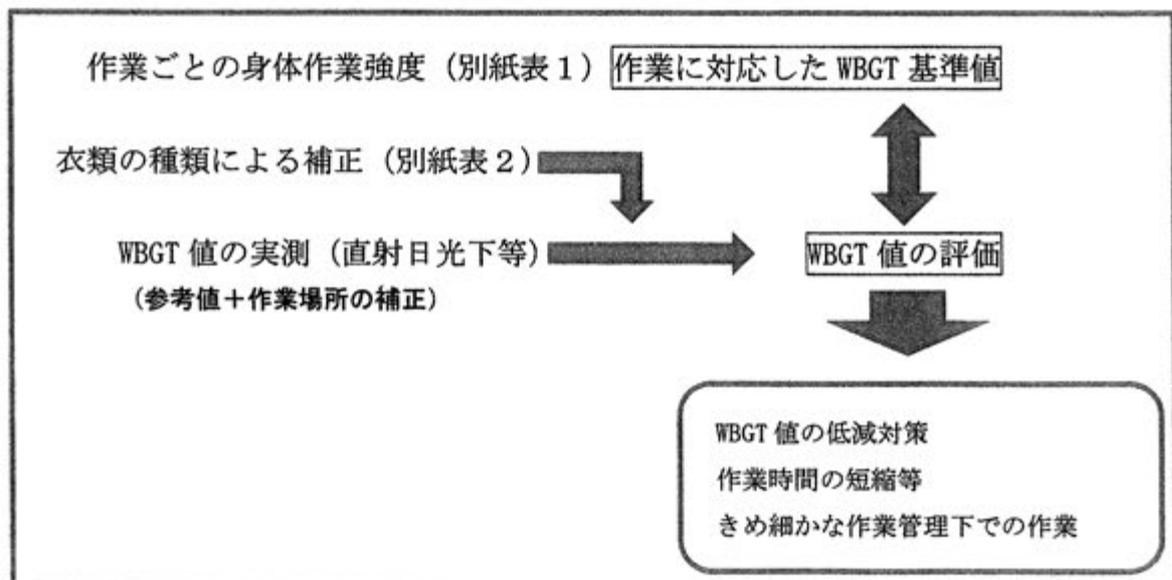


図 WBGT 値の評価と評価結果に基づく措置

## ウ 作業環境管理

### （ア）WBGT 値の低減等

10 の（1）のウで検討した WBGT 値の低減対策を行う。屋内作業においては、冷房時の換気に注意する必要がある。機械換気設備が設置されていない事務室等においては、冷房時に外気導入がないため、換気扇や窓開放に

よって換気を確保しながら、熱中症予防のためにエアコンの温度設定をこまめに調整するなどにより、室の温度を適正に保つようにする。

#### (イ) 休憩場所の整備等

10の(1)のエで検討した休憩場所の設置を行う。休憩場所には、氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設ける。また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるよう飲料水、スポーツドリンク、塩飴等の備付け等を行う。さらに、状態が悪化した場合に対応できるように、休憩する者を一人きりにしないことや連絡手段を明示する等に留意する。

屋内や車内の休憩場所については、換気に気をつけるとともに、休憩スペースを広げる、休憩時間をずらすなど、人と人との距離を保つよう配慮する。また、共有設備は定期的に清掃、消毒するなど清潔に保つよう心がける。

#### エ 作業管理

##### (ア) 作業時間の短縮等

10の(1)のイで検討した作業計画に基づき、WBGT基準値に応じた休憩等を行うこと。

測定したWBGT値がWBGT基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行う。

- ① 単独作業を控え、10の(1)のイを参考に、休憩時間を長めに設定する。
- ② 管理者は、作業中労働者の心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。なお、熱中症の発生しやすさには個人差があることから、ウェアラブルデバイスなどのIoT機器を活用することによる健康管理も有効である。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の予防のため、職場においてもマスクの着用をはじめとする感染拡大防止策が実施されているところである。屋外の暑熱環境下においては、感染症を予防する観点から、人と十分な距離（少なくとも2m以上）を確保できるよう、作業計画や作業方法を工夫すること。作業に応じ、あるいは休憩、打合せ、移動、人との対話などにおいて人と十分な距離を確保できないときは、作業強度や人と接する密度や時間などを踏まえ、家庭用マスクなどの感染予防のプロテクタを選択して使用するよう、注意喚起すること。

##### (イ) 暑熱順化

暑熱順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることが望ましい。特に、新規採用者等に対して他の労働者と同様の暑熱作業を行わせないように、計

画的な暑熱順化プログラムを組むこと。

なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると4日後には暑熱順化の顕著な喪失が始まることに留意する。



暑熱順化ができていない場合には、特に10の(2)のエの(ア)に留意の上、作業を行う。

#### (ウ) 水分及び塩分の摂取

労働者は、のどの渇きに関する自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行う。管理者は、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認などにより、労働者からの申出にかかわらず定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があるので留意する。

#### (エ) 服装等

10の(1)のオで検討した服、帽子、ヘルメット等を着用する。必要に応じて、通気性の良い衣類に変更する。

#### (オ) プレクーリング

WBGT値が高い暑熱環境の下で、作業強度を下げたり通気性の良い衣服を採用したりすることが困難な作業においては、作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えるプレクーリングも行われており、体表面を冷却する方法と、冷水や流動性の氷状飲料などを摂取して体内から冷却する方法とがある。必要に応じて作業開始前や休憩時間中のプレクーリングを検討すること。

### オ 健康管理

#### (ア) 健康診断結果に基づく対応等

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。

- ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

#### (イ) 日常の健康管理等

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行うとともに、当日の作業開始前には、労働者に対し、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態の確認を行い、必要に応じ作業の配置換え等を行う。また、熱中症の具体的症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようにする。

#### (ウ) 労働者の健康状態の確認

作業開始前に労働者の健康状態を確認する。

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、単独での長時間労働を避けさせ、複数の労働者による作業においては、労働者にお互いの健康状態について留意するよう指導するとともに、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出るよう指導する。

#### カ 労働衛生教育

10の(1)のカの教育研修については、期間中、なるべく早期に機会をとらえて実施する。特に別紙表4に示す内容については、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施する。

#### キ 異常時の措置

少しでも本人や周りが異変を感じた際には、必ず、一旦、作業を離れ、病院に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。なお、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしても、明らかに熱中症の症状を呈している場合は、病院への搬送や救急隊の要請を行う。病院に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じて水分・塩分の摂取を行ったり、全身をタオルやスプレー等で濡らして送風したり、あおいで体表面からの水分蒸発を促進すること等により効果的な体温の低減措置に努める。その際には、一人きりにせず誰かが様子を観察する。

#### ク 熱中症予防管理者等の業務

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者又は熱中症予防管理者に対し、次の業務を行わせること。

- (ア) 作業に応じて、適用すべき WBGT 基準値を決定し、併せて衣類に関し WBGT 値に加えるべき着衣補正值の有無を確認すること。
- (イ) 10の(2)のウの(ア)の WBGT 値の低減対策の実施状況を確認すること。
- (ウ) 入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各労働者の暑熱順化の状況を確認すること。なお、暑熱順化不足の疑われる労働者はプログラムに沿って暑熱順化を行うこと。
- (エ) 朝礼時等作業開始前において労働者の体調を確認すること。
- (オ) 作業場所の WBGT 値の把握と結果の評価を行うこと。  
評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を講ずること。
- (カ) 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認すること。
- (キ) 退勤後に体調が悪化するについて注意喚起すること。

#### (3) 重点取組期間中に実施すべき事項

##### ア 作業環境管理

10の(2)のウの(ア)の WBGT 値の低減効果を再確認し、必要に応じ追加

対策を行う。

イ 作業管理

(ア) 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激な WBGT 値の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の暑熱順化ができていないことから、WBGT 値に応じた作業の中断等を徹底する。

(イ) 水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹底を図る。

ウ 健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。

エ 労働衛生教育

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。

オ 異常時の措置

異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請する。

表 1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT 基準値	
		暑熱順化者の WBGT 基準値 °C	暑熱非順化者の WBGT 基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記）；手及び腕の作業（小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け）；腕及び脚の作業（通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作）。 立位でドリル作業（小さい部品）；フライス盤（小さい部品）；コイル巻き；小さい電機子巻き；小さい力で駆動する機械；2.5 km/h 以下での平たん（坦）な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	継続的な手及び腕の作業〔くぎ（釘）打ち、盛土〕；腕及び脚の作業（トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両）；腕と胴体の作業（空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫）；軽量の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；2.5 km/h～5.5 km/h での平たんな場所での歩き；鍛造	28	26
3 高代謝率	強度の腕及び胴体の作業；重量物の運搬；ショベル作業；ハンマー作業；のこぎり作業；硬い木へのかんな掛け又はのみ作業；草刈り；掘る；5.5 km/h～7 km/h での平たんな場所での歩き。 重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；鋳物を削る；コンクリートブロックを積む。	26	23
4 極高代謝率	最大速度の速さでのとても激しい活動；おの（斧）を振るう；激しくシャベルを使ったり掘ったりする；階段を昇る；平たんな場所では走る；7km/h 以上で平たんな場所を歩く。	25	20

注 1 日本産業規格 JIS Z 8504（熱環境の人間工学－WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境）附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注 2 暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも 1 週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件（又は類似若しくはそれ以上の極端な条件）にばく露された人」をいう。

注3（参考）休憩時間の目安※：暑熱順化した作業員において、WBGT基準値～1℃程度超過しているときには1時間当たり15分以上の休憩、2℃程度超過しているときには30分以上の休憩、3℃程度超過しているときには45分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましい。暑熱順化していない作業員においては、上記よりもより長い時間の休憩等が望ましい。

※身体を冷却する服の着用をしていない等、特段の熱中症予防対策を講じていない場合。

（出典）米国産業衛生専門家会議（ACGIH）の許容限界値（TLV）を元に算出。

表2 衣類の組合せにより WBGT 値に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)

組合せ	コメント	WBGT 値に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)
作業服	織物製作業服で、基準となる組合せ着衣である。	0
つなぎ服	表面加工された綿を含む織物製	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	ポリエチレンから特殊な方法で製造される布地	2
単層の SMS 不織布製のつなぎ服	SMS はポリプロピレンから不織布を製造する汎用的な手法である。	0
織物の衣服を二重に着用した場合	通常、作業服の上につなぎ服を着た状態。	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透湿性エプロンを着用した場合	巻付型エプロンの形状は化学薬剤の漏れから身体の前面及び側面を保護するように設計されている。	4
フードなしの単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	10
フードつき単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	11
服の上に着たフードなし不透湿性のつなぎ服	—	12
フード	着衣組合せの種類やフードの素材を問わず、フード付きの着衣を着用する場合。フードなしの組合せ着衣の着衣補正值に加算される。	+1

注記1 透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正值は起こりうる最も高い値を示す。

注記2 SMS はスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの3層構造からなる不織布である。

注記3 ポリオレフィン は、ポリエチレン、ポリプロピレン、ならびにその共重合体などの総称である。

表 3 熱中症予防管理者労働衛生教育

事項		範囲	時間
(1)	熱中症の症状*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱中症の概要</li> <li>・ 職場における熱中症の特徴</li> <li>・ 体温の調節</li> <li>・ 体液の調節</li> <li>・ 熱中症が発生する仕組みと症状</li> </ul>	30分
(2)	熱中症の予防方法*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ WBGT 値（意味、WBGT 基準値に基づく評価）</li> <li>・ 作業環境管理（WBGT 値の低減、休憩場所の整備等）</li> <li>・ 作業管理（作業時間の短縮、暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等）</li> <li>・ 健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体状況の確認等）</li> <li>・ 労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法）</li> <li>・ 熱中症予防対策事例</li> </ul>	150分
(3)	緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急連絡網の作成及び周知</li> <li>・ 緊急時の救急措置</li> </ul>	15分
(4)	熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱中症の災害事例</li> </ul>	15分

注 対象者の熱中症に対する基礎知識の状況に応じ、(1)及び(2)をそれぞれ15分、75分に短縮して行うこととして差し支えない。

表 4 労働者向け労働衛生教育（雇入れ時又は新規入場時）

事項		範囲
(1)	熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱中症の概要</li> <li>・ 職場における熱中症の特徴</li> <li>・ 体温の調節</li> <li>・ 体液の調節</li> <li>・ 熱中症が発生する仕組みと症状</li> </ul>
(2)	熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ WBGT 値の意味</li> <li>・ 現場での熱中症予防活動（暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等）</li> </ul>
(3)	緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時の救急措置</li> </ul>
(4)	熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱中症の災害事例</li> </ul>



令和3年6月1日

会 員 各 位

(一社) 香川県トラック協会

令和3年度香川県トラックドライバー・コンテストの開催について  
(出場選手募集)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、交通法規の遵守や運転・点検技能の向上を目的に、標記コンテストを下記のとおり開催いたします。

つきましては、業務ご多忙のこととは存じますが、貴社ドライバーの出場につきまして格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 実施日 令和3年7月3日(土) 8:30 開会(受付8:00から) ※雨天決行  
※台風等災害が予測される場合は延期。予備日7月17日(土)  
※新型コロナウイルス拡大等の影響により、開催を中止する場合がありますので、ご理解いただきますようよろしくお願い致します。
2. 会 場 香川県警察運転免許センター 高松市郷東町587-138
3. 競技内容 学科(交通法規・構造・運転常識)、実科(日常点検・運転技能)  
※実科競技のうち日常点検は、競技当日に示す指定点検項目について点検動作の審査を行うものとする。
4. 参加資格 ①会員事業所の在籍従業員で、推薦時において、過去3年間人身事故を起こしたことがなく、かつ過去1年間無事故無違反であること。  
②全国大会で優勝した者、総務庁長官賞又は内閣官房長官賞の受賞者及び各部門を通じて全国大会に2回出場している者は除く。  
(但し、平成12年度以前にトレーラ又は女性部門に出場した回数はこれに含めない。)  
③無資格者、並びに参加申込日から大会当日までの間に事故を起こした者

及び違反を犯した者の入賞は取り消すものとする。

5. 申込方法 令和3年6月4日（金）までに別添様式にて出場選手の申込をお願い致します。
6. その他 参加資格を審査するため、事務局にて運転経歴証明書の申請を行いますので、後日、運転記録証明書交付申請書を送付しますので、必要事項を記載し、本人の承諾を得た上でご返信下さい。

## 令和3年度香川県トラックドライバー・コンテスト申込書

(一社)香川県トラック協会長 殿

下記のとおり、当社在籍である従業員を申込します。

会社名  
営業所名 ⑩

住 所

代 表 者

担 当 者

電話番号

FAX番号

	出場部門	使用車両	出 場 選 手 名
1	4トン部門	/	ふりがな
	11トン部門		
	トレーラ部門		
	女性部門	2トン車 4トン車 11トン車 トレーラ	氏名  (生年月日      年      月      日/性別 男・女)
2	4トン部門	/	ふりがな
	11トン部門		
	トレーラ部門		
	女性部門	2トン車 4トン車 11トン車 トレーラ	氏名  (生年月日      年      月      日/性別 男・女)
3	4トン部門	/	ふりがな
	11トン部門		
	トレーラ部門		
	女性部門	2トン車 4トン車 11トン車 トレーラ	氏名  (生年月日      年      月      日/性別 男・女)

☆出場部門を○で囲んで下さい。(女性部門の場合は使用車両にも○をお願いします。)



# 陸災防香川県支部会員の皆様へ

広報誌のご案内

## お役立ち 安全衛生情報をお届けします



お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部より Eメールにてお届けします。

**登録料・購読料は無料**です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、FAXにてお申込みください。

### お届け先登録申込書

申込先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部

▶▶▶ FAX 03-3453-7561

事業場名または 個人名			
電話番号		FAX番号	
都道府県			
メールアドレス			

(注) 次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。 <https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/>  
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。  
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習 等の日程は、下記ホームページ  
をご覧ください。

<http://www.rikusaibou-kagawa.jp/>

陸運労災防止協会香川 検索

お問い合わせ先



厚労省所管  
災害防止団体

陸運労災防止協会香川県支部  
TEL 087-851-6251







